



# 家畜衛生だより

令和2年度第11号（豚） 令和2年10月発行



南部家畜防疫協議会  
(公社) 千葉県畜産協会  
千葉県南部家畜保健衛生所  
〒296-0033 鴨川市八色52  
電話 04(7092)2304  
FAX 04(7092)1434

## 野生動物侵入対策の徹底について (防護柵・防鳥ネット等)

令和2年11月1日から豚等の飼養衛生管理基準項目23（防護柵等）及び29（防鳥ネット等）が施行されるにあたり、施設又は設備の整備されていない農場については次の対応を行うこととなりました。

<家畜の所有者と家畜保健衛生所で以下の文書を作成する>

- ・ 資材不足等により整備が11月1日に間に合わない場合  
→ **設備の完了予定日等を記載した確認書**

又は

- ・ 豚等の飼養に係る変更により、整備を行わない場合  
(飼養頭数の削減、移転、廃業等)  
→ **変更事由の完了予定日が明記された飼養計画書**

確認書・飼養計画書は家畜所有者の署名が必要となります。  
まだ防護柵・防鳥ネット等が整備されていない農場については、家保職員が訪問して、文書の作成を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、令和3年4月1日以降は、法に基づく対応（口頭指導によって改善が見込まれない場合は、法に基づく指導、勧告、命令が行われ、命令違反者は公表）を取らざるを得ない場合があります。この場合、補助事業の推進や金融機関からの融資等に支障が出ることにもつながりかねませんので、飼養衛生管理基準を遵守してください。

### 【防護柵・防鳥ネット設置状況】

	防護柵 (設置済農場)	防鳥ネット (設置済農場)
関東近隣県	約50~90%	約10~60%
千葉県	約25%	約20%

千葉県は、近県に比べ、設置割合が非常に低い状況です。  
(9月30日現在、畜産課調べ)

CSF感染いのししの生息範囲は拡大の一途をたどっており、いつ千葉県で確認されてもおかしくありません。ワクチンだけでは発生を100%防ぐことは出来ませんので、野生動物侵入防止対策をしっかりと実施する必要があります。

# 韓国でアフリカ豚熱（ASF）が発生！

## 韓国におけるASFの発生状況

- 発生が確認された行政区画
- 飼養豚での発生箇所
- 野生いのしでの発生箇所



### 【野生いのしでの事例】

発生地域	発生数	直近の発生 (確定日)
京畿道	402件	2020/9/28
江原道	356件	2020/10/7

2020年10月9日現在

10月9日、韓国北部の江原道華川郡の養豚場において、韓国で15例目となるASFが発生しました。韓国におけるASFの飼養豚での発生は昨年9月以来、1年ぶりです。

### 【概要】

10月8日：江原道鉄原郡のと殺場において、江原道華川郡の養豚場から出荷された母豚が8頭中3頭死亡。

10月9日：精密検査の結果、ASFと確定。

当該発生農場から半径10km圏内の養豚農場（2戸、1525頭飼養）の飼養豚全頭の予防的殺処分を実施。うち1戸の農場はASF陽性が確認された（16例目）

## 飼料安全法に基づく省令に食品循環資源を利用した飼料の規格及び基準が、新設されました。

これまで食品残さ（食品循環資源）の利用についてはガイドラインで規定していました。しかし肉製品からのASF等の侵入リスクが極めて高い状態にあることから、飼料の安全確保対策を強化するため、飼料安全法に基づく「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正し、本省令の中で規定します。具体的には、肉を扱う事業所等から排出された食品残さであって肉と接触した可能性があるものについて、『国際基準に整合した規格及び基準』を新設し、以下の項目等の遵守を義務付けることになりました。

1. 加熱処理を行わなければ、豚を対象とする飼料に含んではならないこと
2. 攪拌しながら90度以上、60分以上またはこれらと同等以上の加熱処理を行うこと
3. 加熱処理の記録の作成、保存を行うこと
4. 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講ずること

飼養衛生管理基準の項目21についても、本省令に基づき適正に処理が行われたものを規定がされており、どちらも令和3年4月1日施行です。食品循環資源を新規利用する、利用状況に変更が生じた場合には南部家畜保健衛生所までご連絡ください。

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

# 群馬県のCSF発生事例（59例目）の疫学調査結果踏まえたCSF発生予防対策の再徹底について

群馬県でのCSF発生事例について疫学調査チーム検討会が開催され、これまでに得られた検査結果や疫学調査結果等から、本事例のウイルスの侵入時期や侵入要因について推定しました。

## 調査結果・考察

- ウイルスの侵入時期：  
→離乳エリアの入口付近の飼育箱で7月末～8月中旬頃までに侵入と推測
- 農場への侵入要因：
  - ・離乳エリアへの飼料搬入車両は約300m離れた場所で消毒し、公道を走行してからエリアへ立入り
  - ・農場周辺のイノシシがCSFに感染した可能性が高い
  - ・農場内にカラスが多い。ネコ・ネズミが農場内に侵入
  - ・防護柵が設置されていたが離乳豚の飼育箱の約半分は屋根がなく、防鳥ネット設置なし。  
→近隣の感染野生イノシシ由来のウイルスが、車両や野生動物の出入りを介して農場に侵入した可能性がある。
- 豚舎への侵入要因：
  - ・離乳エリア用の長靴に履き替えていたが、飼育箱に入る際の消毒は未実施
  - ・離乳エリア内で、飼料搬入車両と作業する従業員の動線が交差  
→人や野生動物の出入りを介して豚舎内に侵入した可能性がある。

## 今後の発生予防対策

下記の対策を  
確実にいきましょう

### 1. 毎日の観察と異状豚発見時の早期通報・相談

- ・下痢や死亡頭数の増加等のCSFを疑う症状が確認された場合にはすぐに通報
- ・豚の健康状態が良くないことを理由にワクチン接種を延期する場合には、当該豚の感染防止対策を徹底（飼養管理の順番を工夫する等）

### 2. CSFワクチン接種農場においても飼養衛生管理が重要！

- ・CSFワクチンは接種しても100%免疫が付与されるわけではない
- ・CSFワクチン接種農場でも、接種前に移行抗体が低下した豚は免疫がない
- ・離乳豚を飼育する豚舎の感染防止対策は特に重要

※ 裏面「豚熱ワクチン接種農場における飼養衛生管理の重要性」参照

### 3. 飼養衛生管理基準について再確認

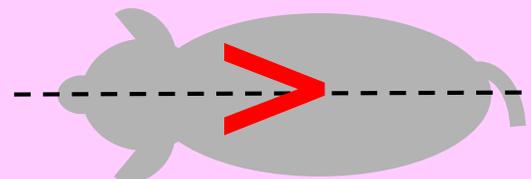
今回の発生農場では以下を指摘。自農場について再度自己点検を！

- ・衛生管理区域内に自宅が含まれており、衛生管理区域の出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができていない
- ・衛生管理区域に入る車両の消毒が不十分
- ・豚舎ごとの長靴や作業着の交換が不十分
- ・衛生管理区域を囲う防護柵の周囲の除草が行われていない
- ・ほとんどの豚舎や堆肥舎に防鳥ネット未設置だった
- ・衛生管理区域内外に糞尿が堆積しており、区域内的の消毒や除草が不十分

## 移動時の『V』の塗装を忘れずに！

CSFワクチンを接種した豚等をと畜場や他農場へ輸送する際は、赤かピンクで豚の背中に『V』時の標識の塗装が義務付けられています。

県内は全戸CSFワクチン接種農場ですが、県内であっても農場から豚を移動させる際には必ず標識をしてください。



### 【塗装の方法】

- ・「V」字の上部を豚の頭側にする
- ・可能な限り、左右対称な「V」とする